

# 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の 算定基準の見直しについて

## 1 趣旨

著しい低価格による入札の防止策として、工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、以下のようにその算定基準を見直します。

## 2 対象契約

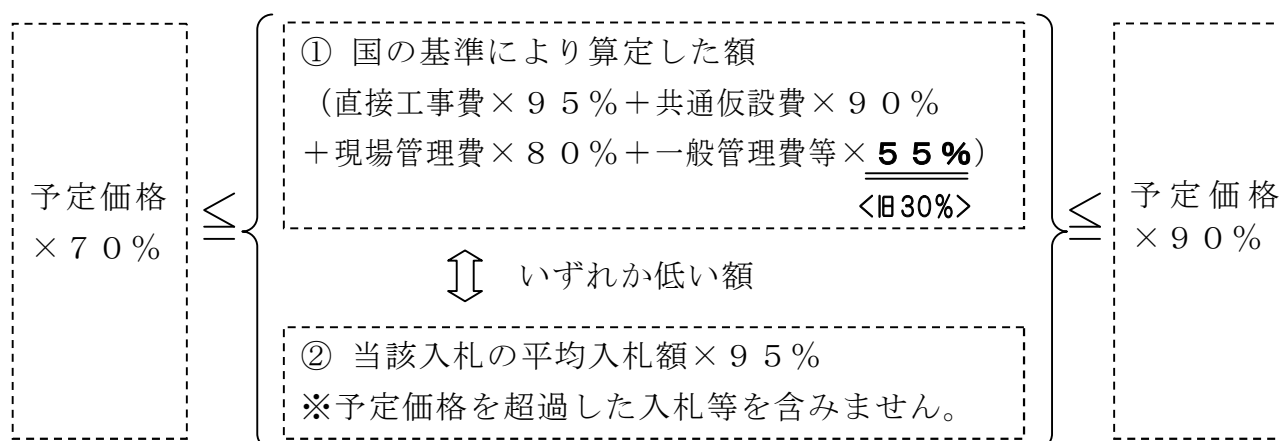
- ・一般競争入札及び指名競争入札に付する工事請負契約(※)
  - ・一般競争入札及び指名競争入札に付する公園・道路等の維持管理の業務委託契約のうち予定価格を事前公表した契約(※)
- ※一部の単価契約を除く

## 3 算定基準

以下の①と②のいずれか低い額を最低制限価格（低入札価格調査基準価格）とします。ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

- ① 国の基準により算定した額  
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%  
+現場管理費×80%+一般管理費等×55%)  
<旧30%>
- ② 当該入札の平均入札額の95%  
<旧30%>

(参考図)



## 4 実施時期

平成25年7月公告・指名分から実施